

安城市監査公表第 3 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 5 項の規定に基づき安城市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和 4 年 1 2 月 2 2 日

安城市監査委員 中 西 肇

安城市監査委員 野 場 慶 徳

1 令和4年安城市監査公表第23号（公表日令和4年10月26日）関係分

2 措置の状況

（1）高齢福祉課（令和4年12月16日現在の措置状況）

特に措置を講ずる必要があると認める事項
契約関係 ゲートボール場・グラウンドゴルフ場補修用資材購入事務において、前回と同様に請書に必要な書類が整えられていなかったため、適切な事務執行に努められたい。
措 置 状 況
請書には仕様書、約款を袋とじ製本することを業務手順書、マニュアルに記載し、支出負担行為の決議時に、受注者に送付するすべての書類を製本した状態で添付して、上席者が確認するよう改めた。

特に措置を講ずる必要があると認める事項
その他関係 市公式ウェブサイトにおいて、前回と同様にリンクが切れているページが見受けられたため、適切な事務執行に努められたい。
措 置 状 況
今後は、年度当初に望遠鏡確認手順書に沿って市公式ウェブサイトのページを確認することとし、作成した市公式ウェブサイトのページを綴る簿冊を設け、係長が定期的に確認するよう改めた。

（2）水道業務課（令和4年10月26日現在の措置状況）

特に措置を講ずる必要があると認める事項
水道料金システム基本料金免除対応業務委託において、契約書第3条に規定しているセキュリティ対策関係書類が提出されていなかったため、適切な事務執行に努められたい。
措 置 状 況
受注者が定める個人情報保護方針を受理した。今後は、契約書に定める報告書類の提出の有無について、チェックリストを作成し担当者と上席者が二重で確認することとした。